

令和 2 年 第 1 3 回

色麻町農業委員会総会議事録

令和 2 年 1 2 月 1 8 日 (金)

色麻町農業委員会議事録

令和2年12月18日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

番号	担当	氏名
1	農政	高橋 たえ子
2	農地	堀籠 慶浩
3	農地	鎌田 一宣
4	農政	早坂 勝一
5	農政	渡邊 義彦
6	農政	佐藤 文洋
7	農地	菅原 敏臣
8	農地	阿部 きよ子
9	農地	大泉 貞行
10	農政	早坂 成弘
11	農政	畑中 長悦
12		堀籠 勝恵

・出席委員 12名 ・ 欠席委員 0名

・会議録書記 遠藤 由美 ・ 事務局長 山田 栄男

議決事項 第38号議案 農地法第3条の規定による許可決定について
第39号議案 農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
第40号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定について
第41号議案 農用地利用配分計画（案）の意見決定について

- 議長 皆様、大変ご苦労様です。
定刻でございますので、只今から始めたいと思います。
本日の出席委員は12名全員でございます。
定足数に達しておりますので、第13回色麻町農業委員会総会を開会いたします。
- 議長 それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
【異議なしの声あり】
- 議長 それでは、11番畑中長悦委員、1番高橋たえ子委員を指名いたします。
- 議長 議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。
・・・省略・・・
それでは議事に入ります。
- 議長 **第38号議案、農地法第3条の規定による許可決定についてを議題と致します。**
- 議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 第38号議案、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可決定について。
上記について下記のとおり農業委員長あての許可申請書を受け付けたので審議されたい。
記については、省略させていただきます。
- 議長 **番号23番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。**
- 事務局長 番号23番、譲渡人〇〇さん、譲受人〇〇さん、申請地四竈字新空道〇〇-〇〇外35筆、地目田及び畑、地積26,549.06㎡、譲渡事由につきましては記載のとおりでございます。
なお、譲受人の取得後の農地の効率的利用、労働力は問題なく、農業委員会の定める別段の面積も超えており、許可要件を満たしております。

なお、事務局に相談のあった時点において、贈与と相続の課税についてアドバイスをを行っていましたが、本人の希望により贈与を選択されております。

議 長 内容の説明が終わりました。

議 長 現地確認の報告を3番 鎌田 一 宣 委員よりお願いします。

鎌田委員 それでは、番号23番について、現地確認の報告を致します。
去る、12月10日、担当委員 堀 籠 慶 浩 委員、渡 邊 義 彦 委員、それに私と、山田事務局長の4名で現地確認をしてまいりました。
申請地の内容は、先ほど事務局が申し上げたとおりでございます。
確認事項につきましては、申請農地の利用状況、管理状況であります。
現地の利用・管理状況は、適正に行われており、問題ないと見て参りましたが、委員皆様のご審議をよろしくお願い申し上げ、報告と致します。

議 長 ご苦労様でした。現地確認の報告が終わりました。

議 長 それでは、ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号23番は可と決しました。
以上で、第38号議案、農地法第3条の規定による許可決定については、原案のとおり可と決しました。

議 長 **第39号議案、農地法第5条の規定による許可申請書の意見決定についてを議題と致します。**

議 長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 第39号議案、農地法（昭和27年法律第229号）第5条の規定による許可申請書の意見決定について。

上記について下記のとおり宮城県知事あての許可申請を受け付けたので意見を付して進達するため審議されたい。

記については、省略させていただきます。

議 長

番号6番、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

番号6番、賃貸人 ○○ さん、賃借人 株式会社 ○○ さん、申請地 四
竈字塩竈○○-○○、地目 田、地積 722㎡の内298.2㎡。

申請内容は、王城寺原補償工事事務所による北目堰水路工事に伴う現場
事務所、資材置場の設置に伴う一時転用であります。

審議資料として、位置図、公図、配置図を配布しておりますのでご参照
願います。

なお、本件につきましては、事前着工されており、請負業者に発注元か
ら転用に関する説明がなされておらず、業者も認識不足であったとのこと
であります。

そのことから、事務局から県に対し、事業発注時における転用等の指導
についてあらためて要望したところでございます。

議 長

内容の説明が終わりました。

議 長

現地調査の報告を2番 堀 籠 慶 浩 委員よりお願いします。

堀籠委員

農地法第5条の規定による、現地調査票に基づき報告いたします。

現地調査の日程及び担当委員については、第38号議案の報告と同様で
あり、申請内容は、先ほどの事務局の説明のとおりでございます。

確認事項といたしまして、農振地域については、農用地区域外でござい
ます。

無断転用につきましては先ほど事務局から説明があったとおり、事前着
工を行っている状況でございました。

土地改良区との関係は、区域外であります。

用排水路や被害防止についての問題はありませんでした。

指導事項につきましては、隣接地への被害防止対策、発生した場合の迅
速な対応の厳守。

乗り入れ口及び用排水路の保全。

事業完了後の適切な現況復旧の厳守。

転用等の計画がある場合には、早い段階で町及び農業委員会への相談をしていただくことなどであります。

無断転用はありますが、申請内容については問題はありませんでした。

委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げます、報告に替えさせていただきます。

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。

議 長 それでは、ご発言を頂きます。

阿部委員 転用の期間は2ヶ月となっておりますが、すでに2ヶ月たっていると思
いますが。届け出してから2ヶ月ということでしょうか。

会 長 申請して許可後2ヶ月であります。

畑中委員 賛成ですが、土地改良区がらみの事業であると思いますが、許可前の着工と
なっているので改良区からも指導していただくとよいと考えます。要望で
す。

会 長 県発注の工事なので、発注時に転用も申請していただければよいのだが
出てなく、請負業者が新たに申請したということになりました。
今回は特段悪質なものではなかったもので、皆の用水確保のためのものな
のでご理解をよろしくお願いいたします。

議 長 他にございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号6番は可と決しました。

議 長 暫時休憩致します。

【建設水道課着席後】

議 長

休憩を閉じ再開致します。

議 長

番号7番については、色麻町の事業による一時転用の案件であり、建設水道課より説明のため職員が出席しておいます。

議 長

はじめに、事務局より、番号7番について議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

私からは、転用に係る関係者、申請地について申し上げ、内容等については、担当課より説明いただきます。

賃貸人 ○○ さん、賃借人 色麻町長 早坂利悦さん、申請地 王城寺字新横内○○、地目 田、地積 890㎡、以上に関する一時転用でございます。

議 長

それでは、建設水道課よりご説明願います。

【建設水道課より説明】

議 長

説明が終わりました。

議 長

現地調査の報告を 5番 渡邊義彦 委員よりお願い致します。

渡邊委員

農地法第5条の規定による、現地調査票に基づき報告いたします。

現地調査の日程及び担当委員については、番号6番の報告と同様であり、申請内容は、先ほどの事務局及び担当課の説明のとおりでございます。

確認事項といたしまして、農振地域については、農用地区域内でございます。

無断転用につきましては無しでございます。

土地改良区との関係は、区域内であります。

用排水路や被害防止についての問題はありませんでした。

指導事項につきましては、隣接地への被害防止対策、発生した場合の迅速な対応の厳守。

乗り入れ口及び用排水路の保全。

事業完了後の適切な現況復旧の厳守でございます。

私たちは問題ないと見て参りましたが、委員各位のご審議をよろしくお
願い申し上げ、報告に替えさせていただきます。

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。

議 長 それでは、ご発言を頂きます。

畑中委員 2 1 3 番は田ですか。

建設水道 法令外公共物であり、現在は利用されておらず町に無償譲与されたもの
課 大原 になります。

鎌田委員 ボーリングの期間はどれくらいになるのか。

建設水道 令和2年度は1月から3月いっぱい。業務は水質調査となり、水質に問
課 大原 題がなければ令和3年度は本掘削となります。

議 長 他にございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号7番は可と決しました。

以上で、第39号議案、農地法第5条の規定による許可申請書の意見決
定については、可と決しました。

議 長 暫時休憩いたします。

【建設水道課退席後】

議 長 休憩を閉じ再開致します。

議 長 第40号議案、農用地利用集積計画（案）の意見決定についてを議題と
いたします。

議 長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

第40号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定について。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議された
い。

記については、省略させていただきます。

議 長

番号117番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号117番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字徳明東○○-○○、地目 田、地積 1,049㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、労力不足の ○○さんが、経営規模拡大を計画している ○○さんと新規に利用権の設定をするものでございます。

内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長

全員賛成ですので、番号117番は可と決しました。

議 長

番号118番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号118番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 王城寺字八原○○-○○、地目 田、地積 4,182㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、農地の集約化を目的としたなかで新規に利用権の設定をするものでございます。

議 長

内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙

手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号118番は可と決しました。

議長 **番号119番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号118番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 株式会社 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字伝八〇〇、地目 田、地積 1,705㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、農地の集約化を目的としたなかで新規に利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号119番は可と決しました。

議長 **番号120番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号120番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 農事組合法人 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字新穴堰〇〇外3筆、地目 田、地積 10,138㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、労力不足の ○○さんが、経営規模拡大を計画している法人であり認定農業者の 農事組合法人 ○○さんと新規に利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

大泉委員 120番から122番まで関連すると思うのですが、それぞれが隣接す

る農地の所有者への集積ということですか。

事務局長 これまでは約束事で行っておりましたが、お互いの責任と権利を明確にするために正式な契約となりました。

議長 他にございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号120番は可と決しました。

議長 **番号121番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号121番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 王城寺字新下川原○○外1筆、地目 田、地積 5,711㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、労力不足の ○○さんが、経営規模拡大を計画している認定農業者の ○○さんと新規に利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号121番は可と決しました。

議長 **番号122番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号122番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字新穴堰○○-○○外8

筆、地目 田、地積 17,042㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、労力不足の〇〇さんが、経営規模拡大を計画している認定農業者の〇〇さんと新規に利用権の設定をするものでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号122番は可と決しました。

議 長 **番号123番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号123番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇さん、設定を受ける者 〇〇さん、設定をする土地の所在 四竈字徳明東〇〇外2筆、地目 田、地積 7,587㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、労力不足の〇〇さんが、経営規模拡大を計画している 〇〇さんと新規に利用権の設定をするものでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号123番は可と決しました。

議 長 **番号124番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号124番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇さん、設定を受ける者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人 みやぎ農業振興公社理事長 てら だ もり ひこ 寺田守彦さん、設定をする土地の所在 一の関字新台通〇〇外11筆、

地目 田、地積 32,051㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、労力不足の〇〇さんが、農地中間管理事業を活用し地域の担い手に農地を預けるため、新規に利用権の設定をするものでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号124番は可と決しました。

議 長 **番号125番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号125番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇さん、設定を受ける者 〇〇さん、設定をする土地の所在 大字新空道〇〇-〇〇、地目 田、地積 1,980㎡、適要につきましては記載のとおりであり、利用権の再設定するものでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号125番は可と決しました。

議 長 お諮りいたします。

番号126番、127番は、所有者が親子であり、借り手が同一でありますので一括して審議したいと思いますが如何ですか。

【異議なし】

異議なしにより一括して審議いたします。

議 長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号126番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 一の関字新西原前○○ 外2筆、地目 田、地積 5, 868㎡、適要につきましては記載のとおりであります。

事務局長 番号127番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字新根岸○○ 外1筆、地目 田、地積 1, 803㎡、適要につきましては記載のとおりであり、いずれも利用権の再設定をするものでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙

議 長 手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号126番、127番は可と決しました。

議 長 **番号128番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号128番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字本郷○○ 外7筆、地目 田、地積9, 037㎡、適要につきましては記載のとおりであり、利用権の再設定をするものでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙

議 長 手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号128番は可と決しました。

- 議 長 お諮りいたします。
- 番号129番、130番は、所有者が親子であり、借り手が同一でありますので一括して審議したいと思います。如何ですか。
- 【異議なし】
- 議 長 異議なしにより一括して審議いたします。
- 議 長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 番号129番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字新西原○○ 外2筆、地目 田、地積 9, 104㎡、適要につきましては記載のとおりであります。
- 番号130番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 王城寺字八原○○ 外1筆、地目 田、地積5, 223㎡、適要につきましては記載のとおりであり、いずれも利用権の再設定をするものでございます。
- 議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。
- 【異議なしの声あり】
- 議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員賛成ですので、番号129番、130番は可と決しました。
- 議 長 番号131番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 番号131番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 加美町下新田 ○○さん、設定を受ける者 加美町下新田 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字向川原○○-○○ 外2筆、地目 田、地積4, 967㎡、適要につきましては記載のとおりであり、利用権の再設定をするものでございます。
- 議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。
- 【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号131番は可と決しました。

議 長 **番号132番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号132番、権利の種類 売買、設定をする者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長 寺田守彦^{てらだもりひこ}さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字大原○○-○○ 外2筆、地目 田、地積7, 152㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号132番は可と決しました。

以上で、第40号議案、農用地利用集積計画（案）の意見決定については、原案のとおり可と決しました。

議 長 **第41号議案、農用地利用配分計画（案）の意見決定についてを議題といたします。**

議 長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 第41号議案 農用地利用配分計画（案）の意見決定について。
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。

記については、省略させていただきます。

議 長 番号10番、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号10番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長 寺田守彦^{てらだもりひこ}さん、設定を受ける者 農事組合法人 ○○さん、設定をする土地の所在 一の関字新台通○○ 外11筆、地目 田、地積 32,051㎡、適要につきましては記載のとおりあり、地域の担い手による農地の集積でございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号10番は可と決しました。

以上で、第41号議案 農用地利用配分計画(案)の意見決定については、原案のとおり可と決しました。

議 長 本日附議されました案件につきましては、以上であります。

議 長 第13回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前10時00分

閉会時刻：午前10時55分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和2年12月18日

議 長(会長) 堀 籠 勝 恵 ㊟

署名委員 畑 中 長 悦 ㊟

署名委員 高 橋 たえ子 ㊟

